

令和5年度横須賀市福祉事業所等 に対する物価高騰対策緊急支援事業費 補助(障害分)の詳細について

民生局福祉こども部障害福祉課
(障害分)

補助対象となる事業所①

- 補助対象となる事業所の要件

1. 事業所の所在地が横須賀市内にあるもの
2. 申請日時点で、3ページに掲げる事業について現に運営しているもの

※介護保険サービス事業所分の補助については介護保険課に、地域活動支援センターについては福祉施設課にお問い合わせください

※介護保険サービスを運営している福祉有償運送及び、介護タクシー事業者は、介護保険課に区分4を申請してください

補助対象となる事業所②

- 以下のいずれかの事業を行う事業所

区分	サービス系列	事業所・施設種別	基準額
1	障害系訪問サービス(1) (居宅介護等)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 同行援護、移動支援	一事業所につき31,000円
	障害系訪問サービス(2) (相談支援等)	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、 障害児相談支援、自立生活援助	
	障害系訪問サービス(3) (保育所等訪問支援)	保育所等訪問支援	
2	障害系通所サービス	生活介護、就労移行支援、自立訓練(機能訓練、 生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援 B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、 医療型児童発達支援、日中一時支援	一事業所につき83,000円
3	障害系施設サービス	施設入所支援、共同生活援助、短期入所(医療 型は除く)、福祉型障害児入所施設	施設の定員1名につき 14,000円
4	福祉有償運送	福祉有償運送、介護タクシー	一事業所が保有する 車両1台につき6,000円

補助金額算定におけるサービス種別の補足

- 事業所・施設種別の障害福祉サービス等が同一の区分内にある場合でもサービス系列が異なる場合は、それぞれ申請することができる。ただし、同一のサービス系列内で事業所等の所在地が同一の場合は、一の事業所等として取り扱う(区分1に限る)。
- 事業所・施設種別の障害福祉サービス等が同一のサービス系列内にあり、なおかつ事業所等の所在地が同一の場合は、一の事業所等として取り扱う。ただし、指定事業所番号が異なる場合は、その限りではない(区分2に限る)。
- 空床を用いて実施している短期入所については、補助の対象としない。
- 日中一時支援は、区分2又は区分3の事業所種別と同一の所在地で運営している場合、補助の対象としない。

補助金額算定方法

- 補助金額は法人単位でまとめて算定します。
- サービス系列ごとに設定された補助金の基準額を事業所数及び定員数と乗算して合計金額を算出をする。
- 福祉有償運送等事業所は、補助金の基準額を所有車両台数と乗算して、合計金額を算出します。

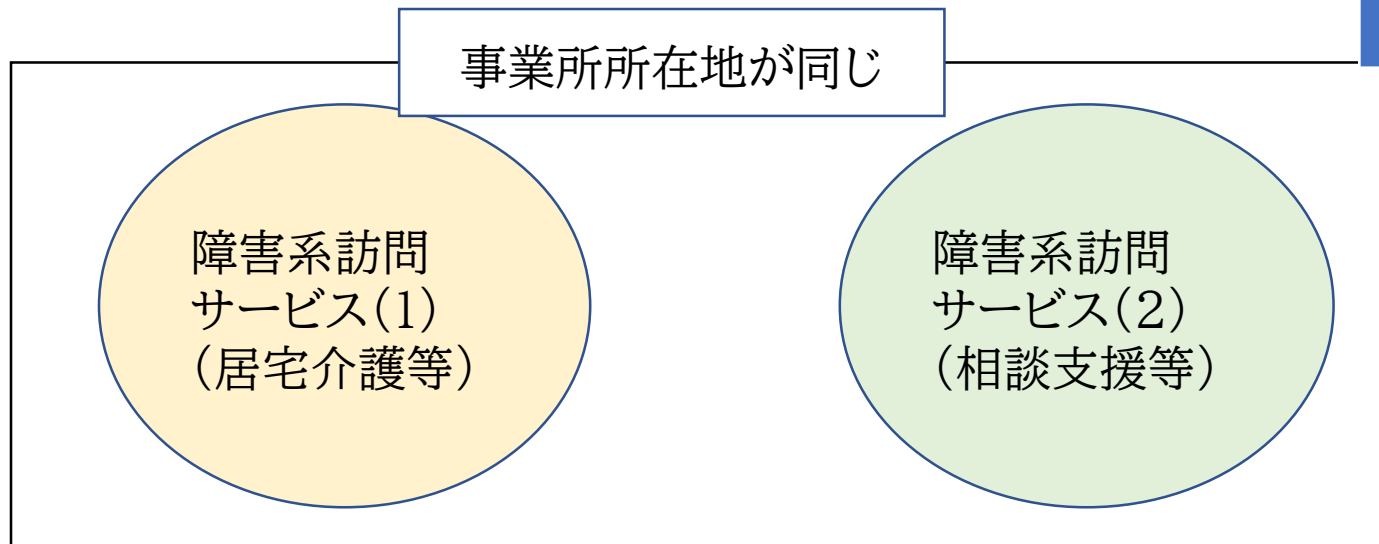
※補助金算定に用いた事業所が令和6年3月31日までに廃止・休止又は施設系サービスで定員数が減少した場合は、その期間に応じて補助金の返還が必要となります。

補助金額算定のルール①(区分1)

- 異なるサービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「2」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
1	障害系訪問サービス(1) (居宅介護等)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援
	障害系訪問サービス(2) (相談支援等)	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助
	障害系訪問サービス(3) (保育所等訪問支援)	保育所等訪問支援

例:居宅介護と計画相談支援を同じ事業所で実施している場合



事業所数は「2」とカウントする



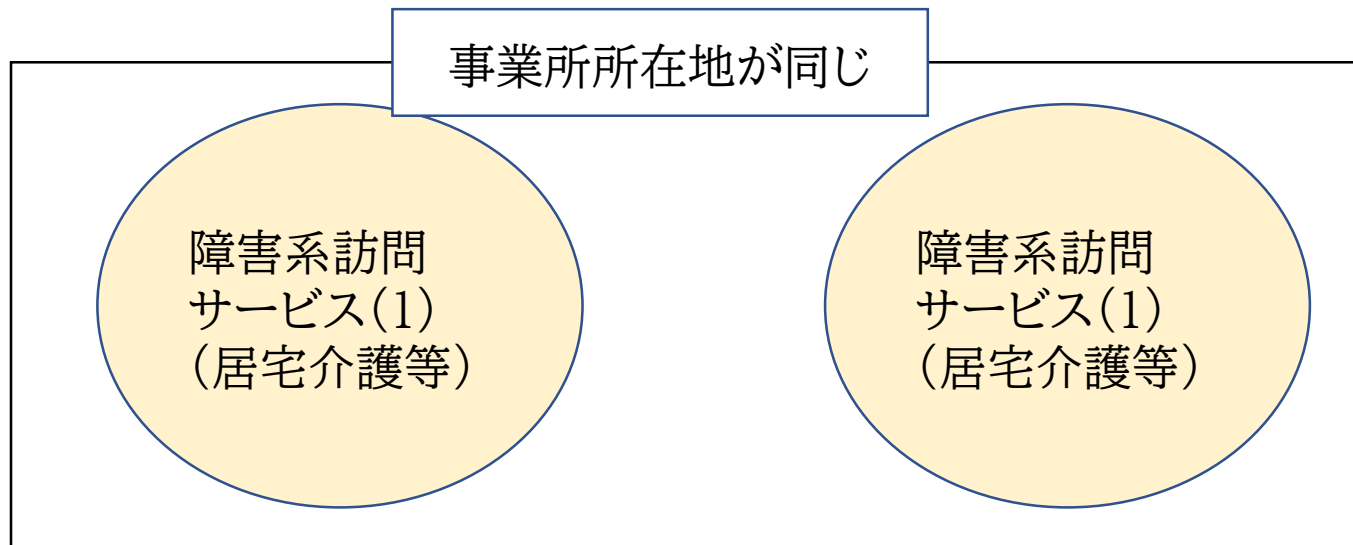
$$\begin{aligned} & \bigcirc 31,000 \times 2 \\ & \times 31,000 \times 1 \end{aligned}$$

補助金額算定のルール②(区分1)

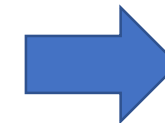
- 同一サービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「1」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
1	障害系訪問サービス(1) (居宅介護等)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援
	障害系訪問サービス(2) (相談支援等)	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助
	障害系訪問サービス(3) (保育所等訪問支援)	保育所等訪問支援

例:居宅介護と重度訪問支援を同じ事業所で実施している場合



事業所数は「1」とカウントする



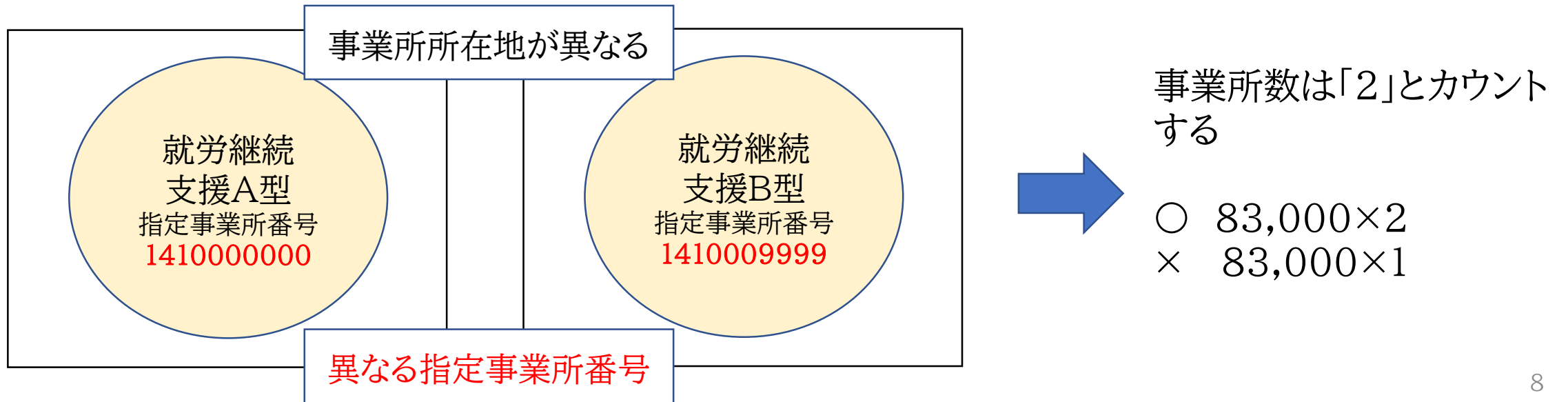
× 31,000×2
○ 31,000×1

補助金額算定のルール③(区分2)

- 同一サービス系列内で異なる事業所所在地かつ異なる指定事業所番号の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「2」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
2	障害系通所サービス	生活介護、就労移行支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、日中一時支援

例：就労継続支援A型と就労継続支援B型を異なる事業所所在地・事業所番号で実施している場合

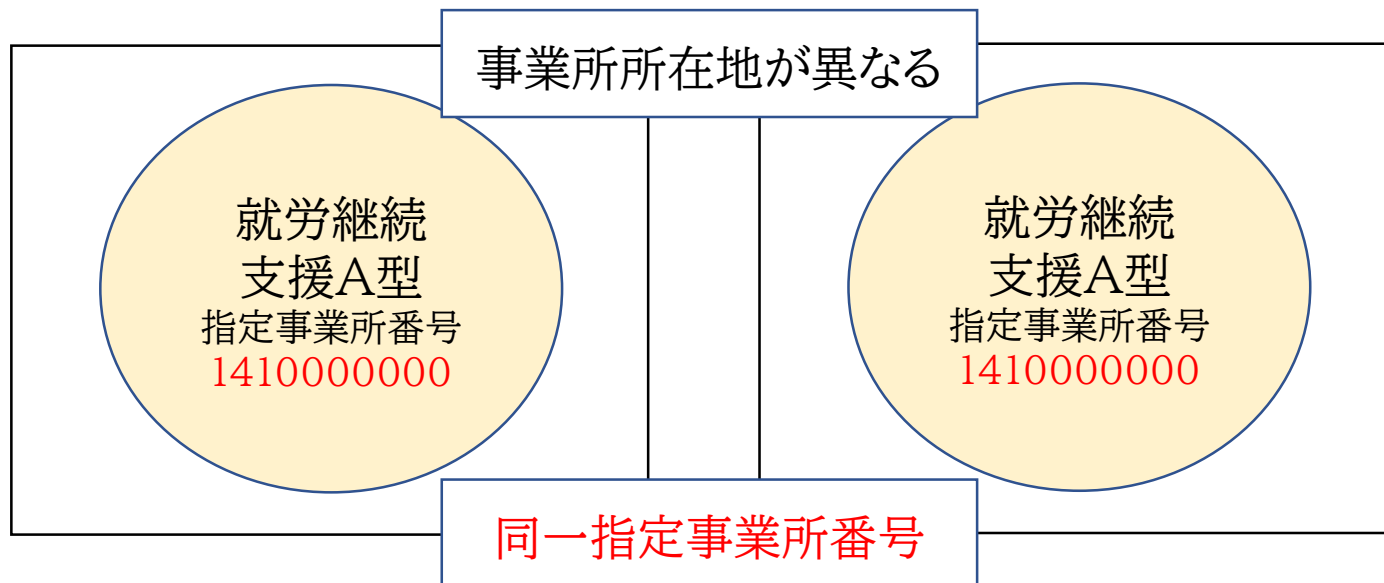


補助金額算定のルール④(区分2)

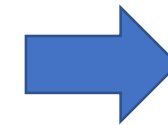
- 同一サービス系列内で異なる事業所所在地かつ同一指定事業所番号の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「2」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
2	障害系通所サービス	生活介護、就労移行支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、日中一時支援

例:就労継続支援A型を異なる事業所で実施している場合



事業所数は「2」とカウントする



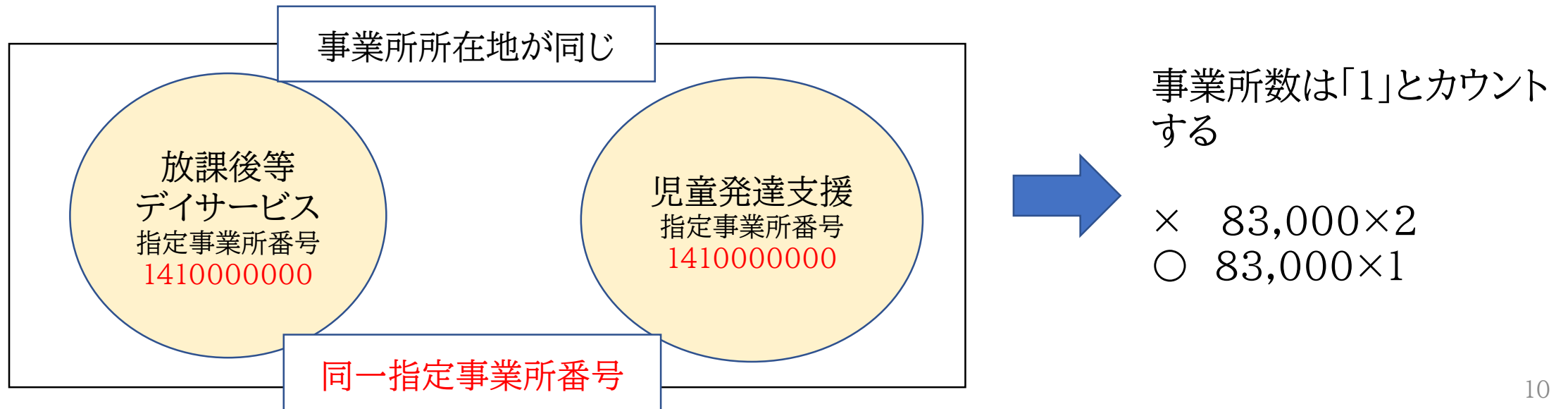
○ 83,000×2
× 83,000×1

補助金額算定のルール⑤(区分2)

- 同一サービス系列内で同一事業所所在地かつ同一指定事業所番号の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「1」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
2	障害系通所サービス	生活介護、就労移行支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、日中一時支援

例:放課後等デイサービスと児童発達支援を同じ事業所で実施している場合



補助金額算定のルール⑥(区分2)

- 同一サービス系列内で同一事業所所在地かつ異なる指定事業所番号の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数は「2」とカウントする

区分	サービス系列	事業所・施設種別
2	障害系通所サービス	生活介護、就労移行支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、日中一時支援

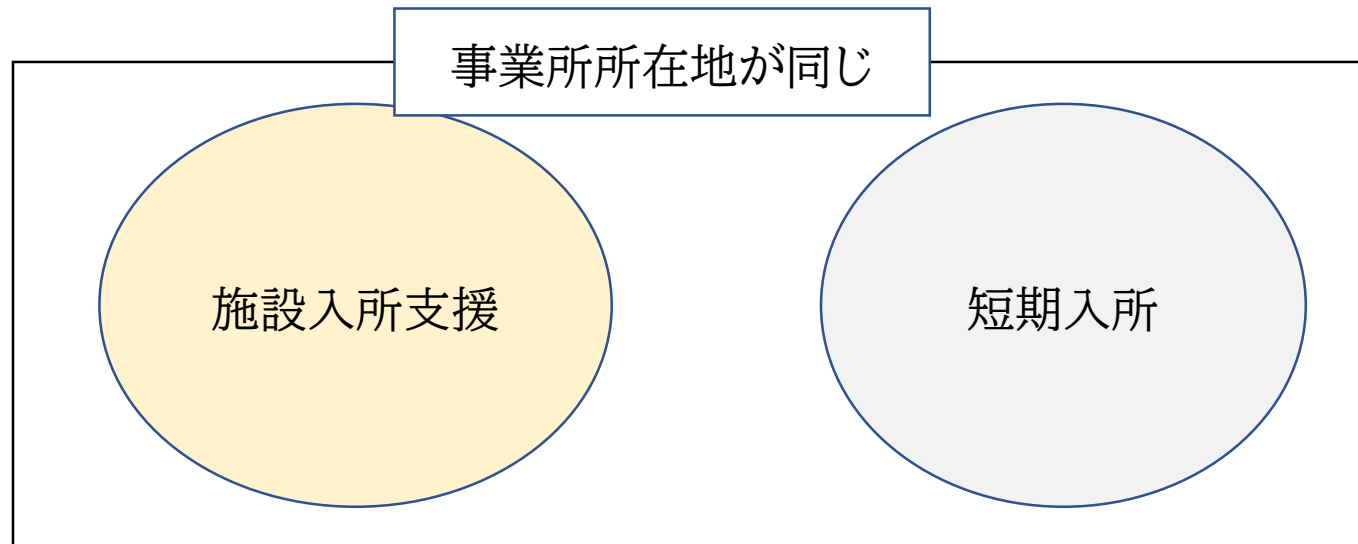
例：就労継続支援A型と就労継続支援B型を同じ事業所で実施している場合



補助金額算定のルール⑦(区分3)

- 同一サービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
⇒定員数は合算してカウントする

例:施設入所支援(定員40名)と短期入所(定員20名)を同じ所在地で実施している場合



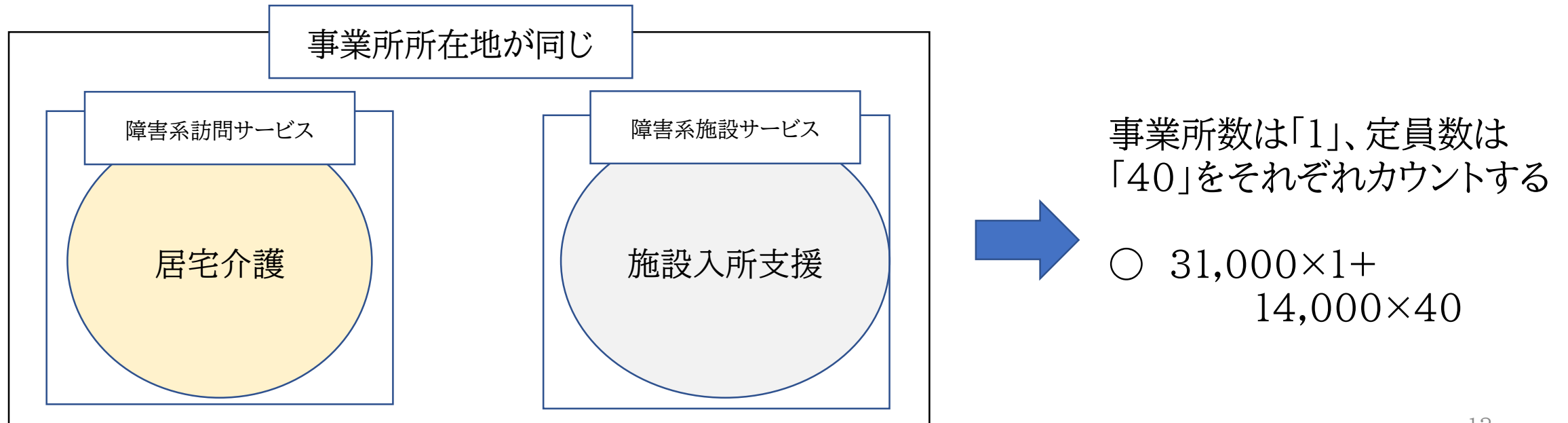
定員数は、合算する
○14,000
×(40+20)

ただし、空床を用いて実施している短期入所は対象外

補助金額算定のルール⑧(区分3)

- 同一事業所所在地で区分1と区分3の事業所を複数運営している場合

例: 居宅介護と施設入所支援(定員40名)を同じ事業所で実施している場合

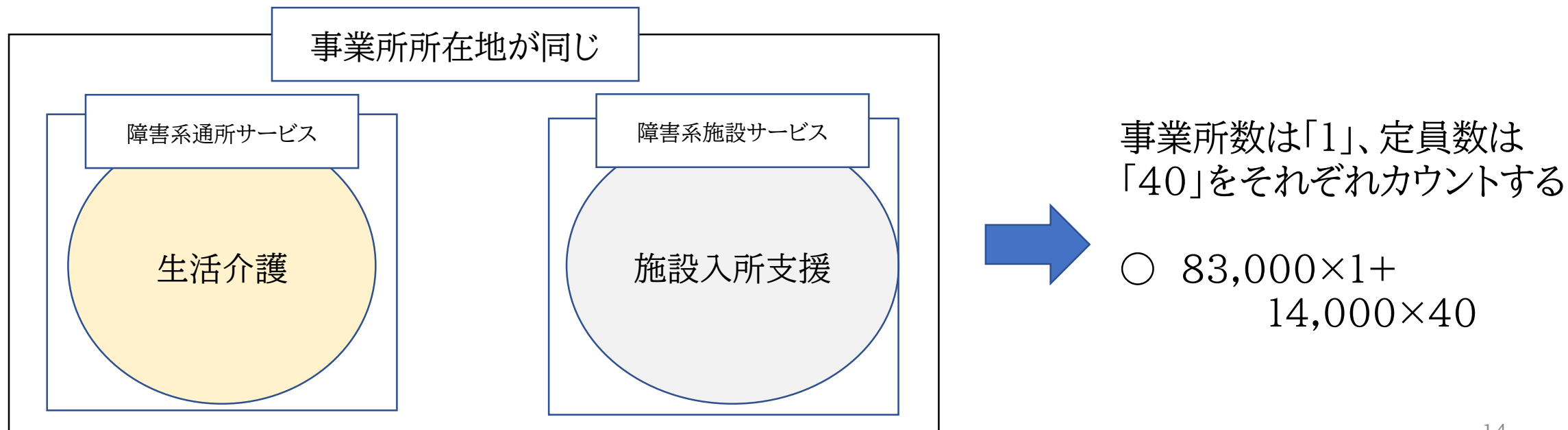


補助金額算定のルール⑨(区分3)

※上半期からの変更点

- 同一事業所所在地で区分2と区分3の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数と定員をそれぞれカウントする(障害者支援施設の昼間サービスも「区分2」としてカウントする)

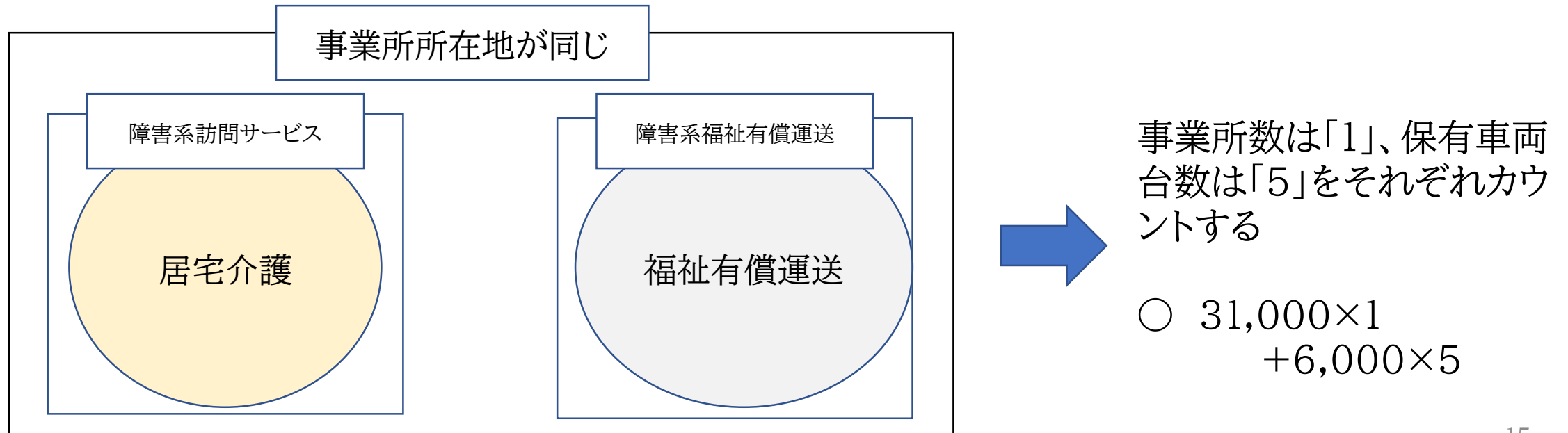
例:生活介護と施設入所支援(定員40名)を同じ事業所で実施している場合



補助金額算定のルール⑩(区分4)

- 同一事業所所在地で区分1又は2と区分4の事業所を複数運営している場合
⇒事業所数と車両数をそれぞれカウントする

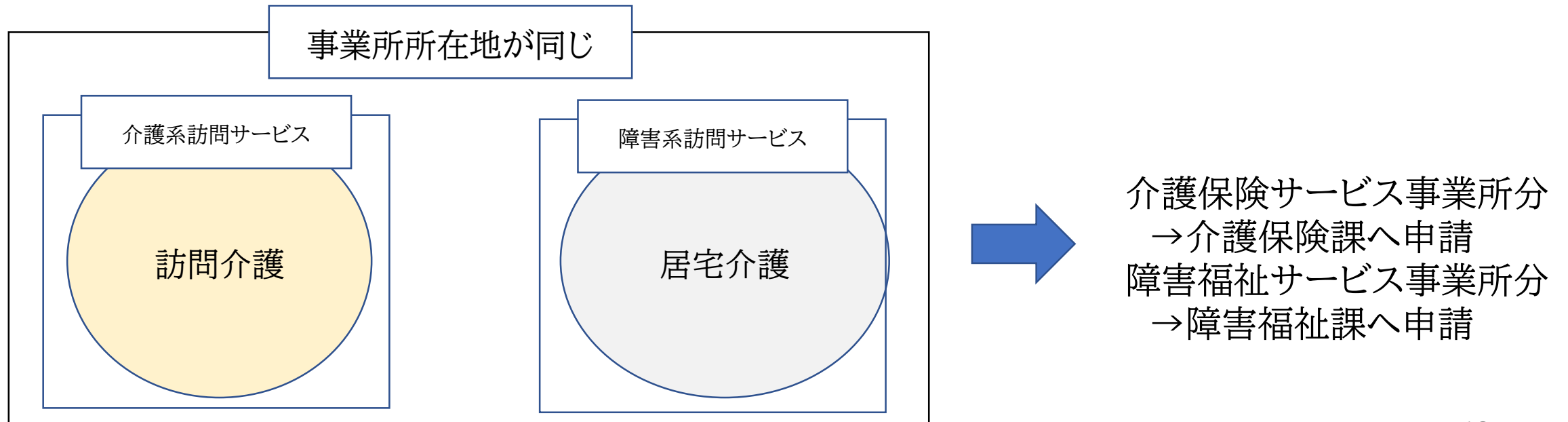
例:居宅介護と福祉有償運送(保有車両台数5台)を同じ事業所で実施している場合



補助金額算定のルール⑪ (介護保険サービス事業所との関係)

- 介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所所在地で複数運営している場合
⇒ 介護保険事業所の補助と障害福祉事業所の補助をそれぞれ申請可能

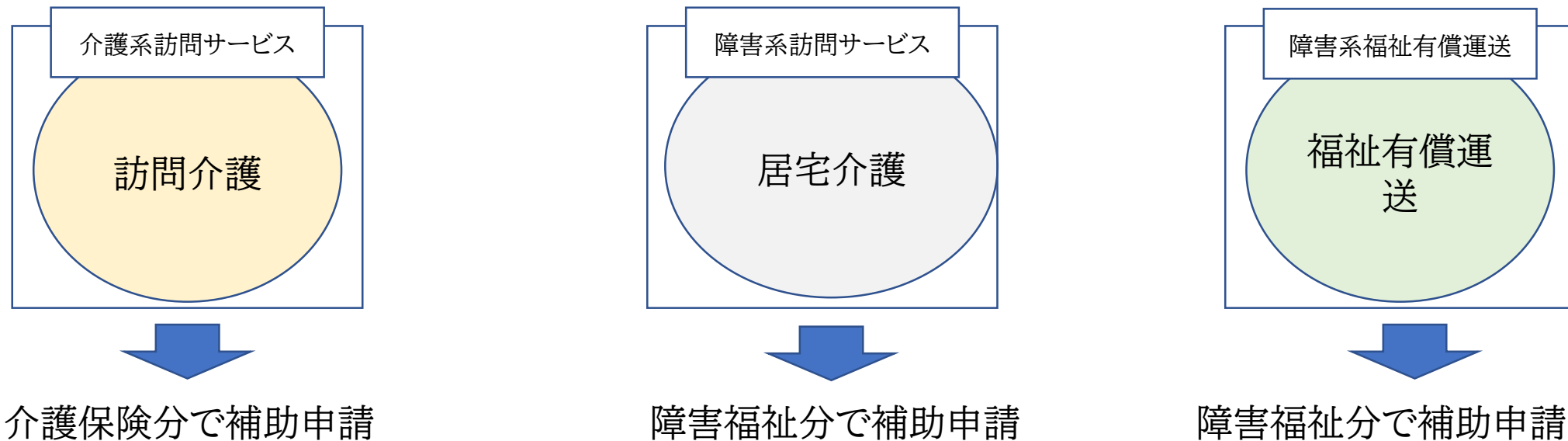
例：訪問介護(介護)と居宅介護(障害)を同じ事業所で実施している場合



補助金額算定のルール⑫(区分4における障害福祉サービス事業所との関係)

- 同一法人において介護保険サービスと障害福祉サービスと福祉有償運送を運営している場合
⇒ **福祉有償運送の補助は、所管している課に申請してください。**

例：訪問介護(介護)と居宅介護(障害)と福祉有償運送(障害)で実施している場合



補助金事務スケジュール

日程	内容
令和5年12月25日(月)～ 令和6年1月31日(水)	補助申請受付(原則e-kanagawa電子申請) 随時内容審査
令和6年2月下旬	補助金支払い